

庄原市汚水処理 事業の見直し

下水道課管理係
☎0824-73-1175

昨年4月、生活排水の処理方法について、市内を公共下水道事業・農業集落排水事業による区域（管処理区域）と、浄化槽整備による区域（浄化槽処理区域）に分類する新庄原市汚水処理構想を策定し、整備を進めてきました。

しかし、急激な市財政の悪化により、「持続可能な財政運営プラン」を策定する中で、汚水処理構想の事業手法についても見直すことにしました。

これにより、未着手の管処理区域は浄化槽処理区域に変更し、また、使用料についても改正することにしました。



汚水処理構想の見直し

市内6地区が 浄化槽処理区域へ

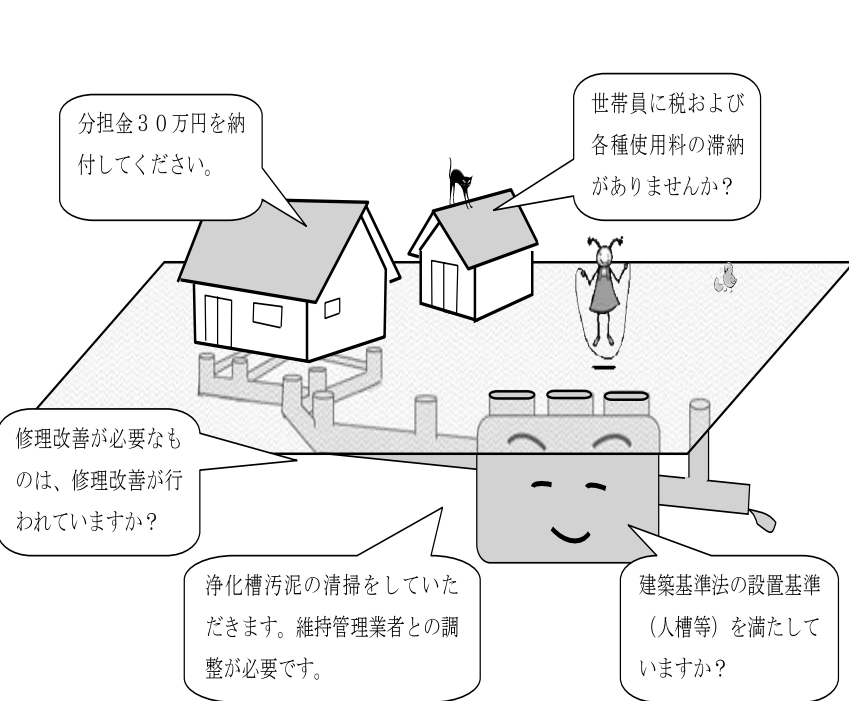
汚水処理構想による管処理区域のうち、供用開始している区域および現在事業実施中の区域以外の区域（公共下水道計画・西城地区、農業集落排水計画・高田地区、川北地区、春田・峰田地区、大月・向泉地区、永田地区）は全て浄化槽処理区域に変更します。

浄化槽は、分担金30万円を支払い、市が浄化槽本体を設置する市町村設置型とします。その浄化槽へ個人負担により、宅内から排水管をつなぎこみます。

既設浄化槽を市へ 帰属できます

浄化槽処理区域内で、これまで個人で設置された合併浄化槽は、市が設置する浄化槽との公平性を保つため、既設浄化槽を市へ帰属することができます。（帰属申請期間5年間）

浄化槽を市へ帰属するに



は、右図などの条件を満たす必要があります。
浄化槽の帰属を希望する方は、既設浄化槽帰属申請書を浄化槽担当課へ提出してください。申請書類の審査と、現地排水設備の検査を行い、条件を満たしている浄化槽について帰属の手続きを行います。帰属した

浄化槽は、市の所有物となり市が維持管理していきますので、毎月の使用料をいただくこととなります。
*浄化槽の使用料、維持管理委託費および法定検査手数料も、改正されていますので、十分検討した上で、申請するかどうか判断してください。

使用料の改正

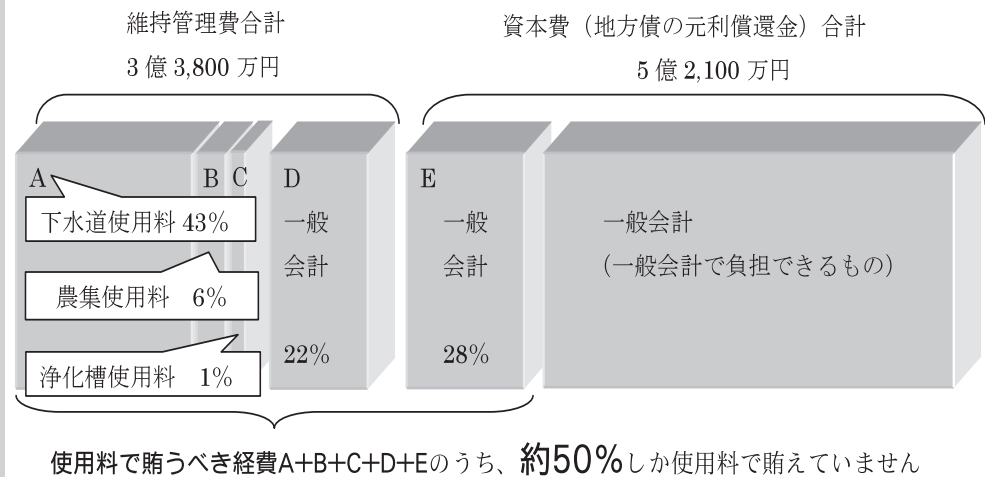
基本的に汚水処理に係る経費は下水道等使用者が特定されることから、下水道事業などにおける費用負担は、受益の程度に応じて使用者が負担するものとなっています。

現在の使用料では、本来使用料で賄うべき経費の約50%しか賄えておらず、不足分は一般会計での負担となり、下水道などの使用者と未使用者との負担の公平性が損なわれるだけでなく、市の財政運営に大きな影響を及ぼしています。

また、下水道事業の健全な財政運営については、国からも強い指導を受けており、今後の持続的な整備促進と維持管理をしていくためには、下水道等使用料を適正な額にしていく必要があります。下表のとおり改正しました。

また、皆さんに汚水処理施設へ接続していただく役割を果たすことができません。公共下水道・農業集

処理経費と使用料の状況（平成17年度決算統計数値より）



平成19年6月分からの改正使用料（8月請求から）

使用された水量（1カ月分）により使用料が決まります。

料金の別	使用水量	使用料金単価（税込）
基本料金	0㎡から 8㎡まで	1,260円
超過料金	8㎡を超え 20㎡まで	1㎡につき 178.5円
	20㎡を超え 30㎡まで	// 199.5円
	30㎡を超え 50㎡まで	// 220.5円
	50㎡を超え 100㎡まで	// 231.0円
	100㎡を超えるもの	// 241.5円

1カ月に20㎡水を使用した場合の使用料の比較および計算例

公共下水道 東城処理区 20㎡ 3,696円	改正	使用料統一 (基本料金 8㎡) 1,260円 + (超過料金12㎡) × 178.5円 20㎡ 3,402円
現行 上記以外 20㎡ 2,625円		*1円未満が発生すれば切捨てになります

公共下水道・農業集落排水・浄化槽とも共通



浄化槽維持管理の新システム

これまで、庄原市で営業している浄化槽維持管理業者に、それぞれで設定していた浄化槽維持管理委託費の統一をお願いし、協議を進めてきました。今回、新

しい浄化槽管理システムによる管理委託費が左表のとおり統一されました。

なお、この委託費は平成19年度中の契約更新から適用されます。

また、年一回の検査が義務づけられている浄化槽法定検査の受検を進めるため、

広島県では、効率化検査を導入し、検査手数料も左表のとおり改正されました。

浄化槽維持管理委託費

合併浄化槽 標準・ コンパクト	保守点検 (年3回)	清掃費 (年1回)	清掃 技術料	消費税	合 計
5人槽	18,000	23,790	5,000	2,340	49,130円
6人槽	18,000	30,420	5,000	2,671	56,091円
7人槽	18,000	36,400	5,000	2,970	62,370円
8人槽	18,000	42,900	5,000	3,295	69,195円
10人槽	18,000	55,510	5,000	3,926	82,436円

法定検査手数料（10人槽以下）

	効率化検査（5年に4回）	ガイドライン検査（5年に1回）
	広島県浄化槽維持管理協会	広島県環境保全センター
合併浄化槽	5,000円	7,000円
単独浄化槽	5,000円	5,000円

* 法定検査は、年1回必ず受検しなくてはなりません。（罰則規定あり）

* （社）広島県浄化槽維持管理協会の者（会員証〔顔写真入り〕を携帯）が、浄化槽法定検査受検契約書を持って、契約手続きに訪問しますので、ご協力をお願いします。



浄化槽設置工事